

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認九州地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、17万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月7日

私は、A社に勤務し、平成17年4月に賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

金融機関が提出した申立人の普通預金口座に係る預金元帳、申立人と同様に賞与の記録が確認できない者に係る税額証明書等から判断すると、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の預金元帳等により算出した賞与額及び保険料控除額から、17万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は不明であると供述しているが、A社が加入していた健康保険組合及び厚生年金基金の加入記録にも申立人の申立期間における賞与支給の記録が無く、健康保険組合、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）のそれぞれが、事業主から当該賞与に係る届出があったにもかかわらず、いずれも当該届出を記録しないと考えることから、事業主は、申立期間に係る賞与額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和20年4月16日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年5月1日から20年4月頃まで

私は、A社B事業所に、昭和19年4月1日から20年4月頃まで勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳により、申立人が、昭和19年4月1日に同社に係る被保険者資格を取得していることが確認できるが、それぞれの被保険者資格の喪失年月日欄は空欄となっており、同喪失日を確認することができない。

一方、申立人は、C市D区（現在は、E区）に所在したA社B事業所に昭和19年4月1日から勤務し、20年\*月頃の空襲の時、同社から避難したまま、同社には戻らなかった旨供述しているところ、i) 同社における厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、19年4月1日に同社に係る被保険者資格を取得し、申立期間においても継続して同被保険者であったことが確認できる同僚は、入社して約1年間、同社の寮において、申立人と同じ班であった旨供述していること、ii) C市発行の「戦災誌」により、20年\*月\*日の深夜から翌日未明にかけての空襲のため、D区域の大部分が焼失区域になったことが確認できることから、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社B事業所において、昭和20年4月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会

保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の被保険者資格の取得時（昭和19年4月）の記録から、20円とすることが妥当である。

## 九州（福岡）厚生年金 事案 5094

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月23日は28万円、同年12月3日は14万6,000円、16年7月26日は12万7,000円、同年12月7日は21万8,000円、18年7月31日は20万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 23 日  
② 平成 15 年 12 月 3 日  
③ 平成 16 年 7 月 26 日  
④ 平成 16 年 12 月 7 日  
⑤ 平成 18 年 7 月 31 日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間については、当該期間に係る申立人名義の金融機関の「お取引

明細」により確認できる賞与の振込額、B市が提供した申立人に係る平成18年分の源泉徴収票及び申立期間における厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の「お取引明細」及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成15年7月23日は28万円、同年12月3日は14万6,000円、16年7月26日は12万7,000円、同年12月7日は21万8,000円、18年7月31日は20万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当時の関係資料を保管しておらず不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格喪失日に係る記録を昭和51年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月30日から39年1月1日まで  
② 昭和39年4月20日から同年5月1日まで  
③ 昭和51年2月29日から同年3月1日まで

私は、A社に継続して勤務していたが、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほ

しい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録、A社が提出した勤務証明書及び人事配置歴表並びに事業主の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和39年1月1日にA社B事業所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和38年11月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、誤った資格喪失日を社会保険事務所（当時）に対し届け出ており、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録、A社が提出した勤務証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社C支店から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚及び事業主の供述から判断すると、昭和39年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和39年3月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、誤った資格喪失日を社会保険事務所に対し届け出ており、申立期間②に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を

履行していないと認められる。

- 3 申立期間③については、雇用保険の被保険者記録、申立人が提出した辞令、A社が提出した勤務証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和51年3月1日にA社C支店から同社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和51年1月の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、誤った資格喪失日を社会保険事務所に対し届け出ており、申立期間③に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和23年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和49年3月から52年3月まで

私は、婚姻したことを契機として、昭和49年3月に妻の分と一緒に国民年金の加入手続を行い、私か妻が夫婦二人分の国民年金保険料を地区の集金人に納付していたが、申立期間が未納となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻したことを契機として、昭和49年3月に自身と妻の国民年金の加入手続を行った旨供述しているが、国民年金被保険者台帳管理簿及びオンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の記号番号に係る被保険者の資格取得日から、50年12月から51年12月までの間に夫婦連番で払い出されていることが推認でき、申立人の主張と符合しない。

また、前述の払出時期で最も早い昭和50年12月時点では、申立期間のうち49年3月から50年3月までの国民年金保険料については過年度納付が可能であるが、申立人及びその妻からは当該期間の保険料について、過年度納付が行われたことをうかがわせる供述を得ることができない。

さらに、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿により、申立期間は未納と記録されていることが確認でき、当該期間に係る保険料が納付されたことをうかがわせる記録は確認できない上、一緒に納付したとする申立人の妻に係る同市の被保険者名簿においても、申立期間は未納とされている。

加えて、申立人又はその妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 九州（大分）国民年金 事案 2762

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 3 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月から 52 年 3 月まで

私の国民年金加入手続については、婚姻したことを契機として、昭和 49 年 3 月に夫が私の分も一緒に行ってくれ、私か夫が夫婦二人分の国民年金保険料を地区の集金人に納付していたが、申立期間が未納となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻したことを契機として、昭和 49 年 3 月に申立人の夫が自身の分と一緒に国民年金の加入手続を行った旨供述しているが、国民年金被保険者台帳管理簿及びオンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の記号番号に係る被保険者の資格取得日から、50 年 12 月から 51 年 12 月までの間に夫婦連番で払い出されていることが推認でき、申立人の主張と符合しない。

また、前述の払出時期で最も早い昭和 50 年 12 月時点では、申立期間のうち 49 年 3 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については過年度納付が可能であるが、申立人及びその夫からは当該期間の保険料について、過年度納付が行われたことをうかがわせる供述を得ることができない。

さらに、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿により、申立期間は未納と記録されていることが確認でき、当該期間に係る保険料が納付されたことをうかがわせる記録は確認できない上、一緒に納付したとする申立人の夫に係る同市の被保険者名簿においても、申立期間は未納とされている。

加えて、申立人又はその夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から58年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年6月から58年10月まで  
申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、私の元妻が行ってくれた。申立期間当時、毎年3月の確定申告の際に、元妻と国民年金について話をしたことを記憶している。  
申立期間の保険料が納付済みとされていないことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録において、国民年金の加入記録は確認できない。

また、申立期間は基礎年金番号制度の導入前であることから、当該期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人に対して記号番号が払い出された記録は確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、当該加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の元妻について、申立人は、既に死亡したと供述していることから、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人及びその元妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 3 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 3 年 10 月まで

私は、過去に国民年金保険料の免除申請を行った期間はあるかもしれないが、申立期間については、金融機関で定期的に保険料を納付していたと記憶している。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については、金融機関で定期的に国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間直後の保険料を現年度納付していることが確認できるものの、申立期間直前の昭和 60 年 12 月から 62 年 3 月までの期間は、当初、申請免除期間とされていたものが、平成 7 年 12 月から 9 年 2 月にかけて保険料が追納されていること、及び申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿の昭和 62 年度の欄には「却下」と記載されていることが確認できるほか、申立人から申立期間の保険料について現年度納付した経緯等に係る具体的な供述を得ることができない。

また、申立期間は 55 か月と長期間であり、行政機関等においてこれだけの期間に連続して事務処理上の誤りがあったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 九州（大分）厚生年金 事案 5096

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 2 日から 43 年 3 月 22 日まで  
A社に勤務した期間のうち、同社B支店から同社C支店に異動した直後の標準報酬月額が、異動前の標準報酬月額より低額になっているので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、同社C支店に係る当時の資料は保管しておらず、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額については不明と回答していることから、当該期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、A社C支店に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人に係る標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、遡って訂正されるなどの不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から32年4月1日まで

私は、昭和30年4月1日にA事業所（後の、B社）に就職し、32年3月末までC職として勤務した。

当時の同僚は、「自分には厚生年金保険の被保険者記録がある。」と言っている。

申立期間について、同僚に厚生年金保険の被保険者記録があり、自分の記録が無いことに納得できないので、調査して、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人が姓名を挙げた複数の同僚の厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、商業登記簿謄本により、同社は昭和59年12月2日に解散していることが確認できる上、申立期間当時の事業主及び複数の取締役は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、被保険者名簿により、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚からは、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について供述を得ることができない上、申立人及び当該同僚が、申立期間当時の同僚として姓名又は姓のみを挙げた者の中には、複数の者について厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから判断する

と、事業主は、当該期間当時、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、被保険者名簿において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5098（福岡厚生年金事案 538、1359、2844 及び 4362  
の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から24年4月1日まで  
② 昭和24年8月3日から26年1月4日まで  
③ 昭和26年5月12日から27年1月30日まで

A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、当時、同事業所に一緒に勤務していた同僚の証明書を添付するなど、これまで年金記録確認第三者委員会に4回の申立てを行ったが、いずれも認められなかった。

申立期間においてA社に勤務し、B部門及びC部門で働いていたことは間違いなく、また、今回、申立期間②及び③については、C部門で働いていた時の新たな同僚二人の姓名を思い出したので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てについては、i) 申立人が所属するA社の従業員を雇用管理していたD事業所は、昭和24年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人は、申立期間①においては、A社の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできないこと、ii) 申立期間②及び③については、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では当該期間の被保険者記録は確認できない上、申立人は24年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月3日に同資格を喪失していること、及び26年1月4日に同資格を再取得し、同年5月12日に同資格を再喪失していることが確認でき、このことは所管局が保管する労務者名簿の申立人に係る雇入記録とも一致していることなどから、既に年金記録確認福岡地方第三者委員会（当時。以下

「福岡委員会」という。)の決定に基づく平成20年12月19日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、A社で同じ業務を行っていた同僚の姓名及び連絡先等が判明したとして、2回目の申立てを行っているが、当該同僚自身が、同事業所に勤務していた当時は学生であり、厚生年金保険の被保険者ではなかったことを認めていることなどから判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを裏付ける新たな供述とは認め難く、これは当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、既に福岡委員会の決定に基づく平成21年9月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は上記の通知には納得できないとして、3回目の申立てを行っているが、申立人に確認しても、勤務していたとの記憶のみで、申立期間に係る新たな供述及び関連資料は得られず、ほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に福岡委員会の決定に基づく平成22年11月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、4回目の申立てにおいて、申立人は、申立期間の一部を変更し、新たに同僚の姓名を挙げているが、オンライン記録等から、申立期間②の一部及び③を含む昭和25年4月13日から27年5月13日までの期間において、D事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる当該同僚は、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況などについては分からない旨供述しており、申立人の主張を確認できる供述を得ることができないことから、既に福岡委員会の決定に基づく平成24年2月2日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、B部門及びC部門で働いていたのは間違いなく、また、申立期間②及び申立期間③については、C部門に勤務していた時の新たな同僚二人の姓名を思い出したとして、5回目の申立てを行っている。

しかしながら、前述の同僚二人については、厚生年金保険被保険者台帳及びD事業所に係る厚生年金保険の被保険者名簿に同姓同名の被保険者記録が確認できるものの、一人は既に死亡し、一人は所在不明であることから、申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人から新たな関連資料等は提出されておらず、福岡委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 九州（佐賀）厚生年金 事案 5099

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 7 月 1 日まで

A社に勤務した期間の標準報酬月額を確認したところ、申立期間①及び②の標準報酬月額が直前の標準報酬月額に比べて減額されているが、会社の業績は良く順調に昇給があったので、納得できないため、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る給与明細書を所持していない上、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は既に死亡していることから、当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除額が確認できる関連資料等を得ることができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、いずれの者も給与明細書を所持しておらず、当該期間における厚生年金保険料の控除額等に係る関連資料等を得ることができない。

さらに、前述の同僚のうち複数の者がA社における事務担当者であったとして姓名を挙げた二人は、標準報酬月額については給与総額に応じた届出を社会保険事務所（当時）に行っており、厚生年金保険料控除額も届出により社会保険事務所が決定した標準報酬月額に基づいた額を控除していた旨供述している。

加えて、申立人の被保険者名簿及び被保険者原票を見ても、申立人の申立

期間における標準報酬月額が遡及して訂正されている等の不自然さは認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。